

六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、住宅等の倒壊から村民の生命及び財産を守るとともに、生活環境の保全及び居住環境の向上を図るため、六ヶ所村住環境向上支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 村は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 住宅新築リフォーム支援事業 村民の居住環境の向上と定住人口の増加を図るために実施する事業をいう。
- (2) 木造住宅耐震改修支援事業 震災に強いまちづくりの推進及び住宅の質の向上に寄与するために実施する事業をいう。
- (3) 空家等利活用支援事業 空家等の適切な管理による村民の生活環境の保全及び空家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例（平成31年条例第2号）に基づき実施する事業をいう。
- (4) 特定空家等除却支援事業 空家等の適切な管理による村民の生活環境の保全のため、空家等対策の推進に関する特別措置法及び六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例に基づき実施する事業をいう。
- (5) 前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める事業

2 前各号に規定する事業は、補助金を交付して実施する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に村長が別に定める書類を添付して村長に提出しなければならない。

2 申請者が補助金の交付の対象となる建築物若しくは当該建築物の存する土地の所有者以外の場合又は申請者以外に所有者が存する場合は、工事同意書（様式第2号）を前項に規定する交付申請書に添付しなければならない。

3 申請者及び申請者の世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を申請することができない。

- (1) 個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等について滞納している場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有している場合又は暴力団員である場合

(補助金の交付決定)

第4条 村長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により交付申請書を受領した日から14日以内に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 村長は、前条に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の目的を達成するために次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業に係る経費の配分又は内容に変更が生じた場合（前条の規定による交付決定通知により示された額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、その承認を受けけること。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、その承認を受けけること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合において、速やかに村長に報告して、その指示を受けけること。
- (4) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助金に係る事業の状況、補助金の対象経費の収支その他補助金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、当該補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (5) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助金によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、村長の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な条件

2 前項第1号及び第2号の規定による申請は、六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認申請書（様式第4号）に変更等に係る書類を添えて村長に提出するものとする。

3 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、第4条の規定による交付決定の内容又は前条第1項の条件に不服があるときは、当該交付決定があったことを知った日から起算して7日以内に書面により申請の取下げをすることができる。ただし、この期間内であっても、当該交付決定の日から起算して3か月を経過したときは、申請の取下げをすることができない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、第4条の規定による交付決定はなかつたものとみなす。

（状況報告）

第7条 村長は、事業の実施状況に関し必要と認める場合は、補助事業者に対し状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに六ヶ所村住環境向上支援事業実績報告書（様式第6号）により村長に報告しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の添付書類は、村長が別に定める。

（補助金の額の確定）

第9条 村長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 村長は、補助金の額を確定する場合において、実地調査を行い、又は必要な指示を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、前条第1項の規定による確定通知を受けた後に、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金請求書(様式第8号)を村長に提出して行うものとする。

2 村長は前項の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に補助金を口座振込により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第4条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項各号に規定する条件に違反したとき。
- (2) 第5条第1項第2号の規定により事業の中止又は廃止が承認されたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 目的外の用途に補助金を使用したとき。

2 前項の規定は、第9条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 交付決定の取消しによって生じた損害について、村は一切の賠償の責を負わない。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは六ヶ所村住環境向上支援事業補助金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による取消しに関し補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を村に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第14条 補助事業者は補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を村に納付しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

- 住宅新築リフォーム支援事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 空家等利活用支援事業
- 特定空家等除却支援事業

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日（満 歳）
電話番号

六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付申請書

年度において実施する六ヶ所村住環境向上支援事業に係る補助金の交付を受けたいので、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第3条に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の実施場所 六ヶ所村
(補助対象住宅の建築年月: 年 月) ※新築工事以外の場合は記入

2 事業内容

事業期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
工事内容	
工事金額（税込）	

3 確認事項

確認事項	チェック欄	
● 補助金の対象要件の確認に当たり、各関係課に照会、閲覧が行われることについて	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
● 他の公的助成金制度や保険金等の有無について	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当あり
● 他の公的助成金制度の適用状況について村長が関係当局に報告を求め、提出させることについて	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない

【4及び5は住宅新築リフォーム支援事業以外の場合に記入】

4 補助対象住宅

所有者（丸で囲む）	1 申請者のみ 2
所在地（丸で囲む）	1 申請者の住所と同じ 2
敷地面積	m ²
構造	造
階数	建
延べ面積	m ²
主たる用途	

※1 申請者と所有者又は申請者住所と住宅所在地が異なる場合は、2を○印で囲み氏名又は住宅の所在地を記入してください。

※2 スペースが不足する場合は、別紙に記載してください。

5 設計者・施工業者・工事監理者

設計者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	
施工業者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	
工事監理者	会社名 代表者		所在地	
	担当者		電 話 F A X	

【6は木造住宅耐震改修支援事業のみ記入】

6 耐震診断結果

業者名				実施 年度	年度
耐震診断員名					
上部構造評点	2階 X方向		2階 Y方向		
	1階 X方向		1階 Y方向		

7 事業の内容（該当する事業のみ記入）

単位：円

事業名	工事内訳	経費内訳	金額（税込）
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事	(A) 新築工事費	
	リフォーム工事	(B) リフォーム工事費	
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事	(C) 工事費	
		(D) 設計費・工事監理費・耐震改修判定審査委員会審査手数料（任意）	
		(E) リフォーム工事瑕疵担保責任保険・現場検査料（任意）	
		合計	
	建替え工事	(F) 工事費	
		(G) 設計費・工事監理費・耐震改修判定審査委員会審査手数料（任意）	
		(H) リフォーム工事瑕疵担保責任保険・現場検査料（任意）	
	合計		
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事	(I) 工事費	
		(J) 設計費・工事監理費	
		(K) その他 ()	
		合計	
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事	(L) 解体・撤去・処分	
(5) その他	その他工事	(M) 補助対象外	

【税務課確認欄】	
(1) 申請者及び世帯員の滞納有無	
世帯員氏名	滞納有無
	滞納あり ・ 滞納なし
	滞納あり ・ 滞納なし
	滞納あり ・ 滞納なし
	滞納あり ・ 滞納なし
	滞納あり ・ 滞納なし
(2) 対象となる住宅の固定資産税納税義務者 ⇒氏名	
税務課 確認者	印
※住宅新築リフォーム支援事業の新築工事の場合は不要	

【担当課記入欄】				
事業名	工事内訳	対象経費	補助金の算定	補助金の額 (円)
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事	(A)		(a)
	リフォーム工事	(B)		(b)
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事	(C) + (D) + (E)		(c)
	建替え工事	(F) + (G) + (H)		(d)
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事	(I) + (J) + (K)		(e)
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事	(L)		(f)
(5) その他	その他工事	(M)		—

様式第2号（第3条関係）

- 住宅新築リフォーム支援事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 空家等利活用支援事業
- 特定空家等除却支援事業

年 月 日

六ヶ所村長 様

所有者 住所
氏名 印
電話番号
申請者との関係：

工事同意書

私は、 が下記住宅の工事を行うこと及び六ヶ所村住環境向上支援事業に係る補助金の交付申請をすることに同意します。

記

1	住宅の所在地	六ヶ所村
2	所有者、持ち分	所有者： 持ち分：
3	事業内容	
	住宅新築リフォーム支援事業	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> リフォーム工事
	木造住宅耐震改修支援事業	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事
	空家等利活用支援事業	<input type="checkbox"/> 改修工事
	特定空家等除却支援事業	<input type="checkbox"/> 除却工事

※該当する事業内容の口にチェックをしてください。

様

六ヶ所村長

六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の事業に係る経費に対し、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第4条の規定により、補助金の交付（不交付）を下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

単位：円

事業名	工事内訳	対象経費	交付決定額
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事		
	リフォーム工事		
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事		
	建替え工事		
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事		
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事		

2 交付の条件

- (1) 事業に係る経費の配分又は内容に変更が生じた場合（交付決定通知により示された額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合において、速やかに村長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助金に係る事業の状況、補助金の対象経費の収支その他補助金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、当該補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (5) 補助金の交付を受けた場合は、当該補助金によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 不交付の場合、その理由

様式第4号（第5条関係）

- 住宅新築リフォーム支援事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 空家等利活用支援事業
- 特定空家等除却支援事業

年 月 日

六ヶ所村長 様

住所
氏名 印
電話番号

六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業について（変更・中止・廃止）したいので、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 理由

3 経費の内訳（変更の場合）

単位：円

事業名	工事内訳	経費内訳	変更後の金額 （税抜）	変更前の金額 （税抜）
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事	(A) 新築工事費		
	リフォーム工事	(B) リフォーム工事費		
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事	(C) 工事費		
		(D) 設計費・工事監理費・耐震改修判定審査委員会審査手数料（任意）		
		(E) リフォーム工事瑕疵担保責任保険・現場検査料（任意）		
	合計			
建替え工事	建替え工事	(F) 工事費		
		(G) 設計費・工事監理費・耐震改修判定審査委員会		

		審査手数料（任意）		
		(H) リフォーム工事損壊担保責任保険・現場検査料（任意）		
		合計		
(3) 空家等 利活用支援 事業	改修工事	(I) 工事費		
		(J) 設計費・工事監理費		
		(K) その他 ()		
		合計		
(4) 特定空 家等除却支 援事業	除却工事	(L) 解体・撤去・処分		
(5) その他	その他工事	(M) 補助対象外		

4 交付決定額 円（事業名： ）

5 交付申請額（変更の場合） 単位：円

事業名	工事内訳	変更後	変更前
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事		
	リフォーム工事		
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事		
	建替え工事		
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事		
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事		

6 中止（廃止）する期間（期日）

※中止する場合は中止する期間を明記すること。

7 添付書類

様

六ヶ所村長

六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第5条第3項の規定により、下記のとおり承認（不承認）としたので通知します。

記

1 （変更・中止・廃止）の内容

2 交付決定額（変更の場合）

単位：円

事業名	工事内訳	対象経費	変更交付決定額
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事		
	リフォーム工事		
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事		
	建替え工事		
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事		
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事		

3 理由（不承認の場合）

様式第6号（第8条関係）

- 住宅新築リフォーム支援事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 空家等利活用支援事業
- 特定空家等除却支援事業

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

六ヶ所村住環境向上支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、下記のとおり六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容

単位：円

事業名	工事内訳	対象経費	交付決定額
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事		
	リフォーム工事		
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事		
	建替え工事		
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事		
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事		
(5) その他（補助対象外）	その他工事		—

2 事業実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで

税務課記入

【固定資産税に係る家屋調査確認欄】

調査年月日 年 月 日 識別番号

確認者 _____ 印

様

六ヶ所村長

六ヶ所村住環境向上支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業については、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第9条第1項の規定に基づき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

事業名及び確定額

事業名	確定額
(1) 住宅新築リフォーム支援事業	新築工事 円
	リフォーム工事 円
(2) 木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事 円
	建替え工事 円
(3) 空家等利活用支援事業	改修工事 円
(4) 特定空家等除却支援事業	除却工事 円

様式第8号 (第10条関係)

- 住宅新築リフォーム支援事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 空家等利活用支援事業
- 特定空家等除却支援事業

年 月 日

六ヶ所村長 様

住所
氏名

印

六ヶ所村住環境向上支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた補助金について、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名		
本・支店名	店	
口座番号等	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	【口座番号】
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

様

六ヶ所村長

六ヶ所村住環境向上支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で（交付の決定・額の確定）をした補助金について、下記の理由により返還を命じますので、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則第12条の規定に基づき請求します。

記

- 1 返還請求金額 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の期限